

平成 23 年 3 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社オリエンタルランド
代表者名 代表取締役社長 上西 京一郎
(コード番号：4661 東証第 1 部)

自己株式の公開買付けの結果及び取得終了並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 3 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）に定める発行者による上場株券等の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議し、平成 23 年 2 月 4 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 23 年 3 月 4 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本公開買付けをもって、平成 23 年 2 月 3 日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

また、本公開買付けにより当社の主要株主に異動がありますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 公開買付けの結果について

1. 公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社オリエンタルランド 千葉県浦安市舞浜 1 番地 1

(2) 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

平成 23 年 2 月 4 日（金曜日）から平成 23 年 3 月 4 日（金曜日）まで（20 営業日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 7,040 円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

② 決済の開始日

平成 23 年 3 月 28 日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式の応募金額に対する課税関係について

(イ) 個人株主の場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の場合、当社の 1 株当たりの資本金等の額と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税が、本公開買付価格が 1 株当たりの資本金等の額を超過する部分(以下「みなし配当の額」といいます。)についてはみなし配当課税が適用されます。

みなし配当課税については、個人株主が租税特別措置法施行令第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等(内国法人の発行済株式(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人にあつては、発行済みの投資口)又は出資の総数又は総額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式(投資口を含む。)又は出資を有する個人)に該当しない場合は、みなし配当の額に 7% を乗じた金額が所得税として源泉徴収され、3% を乗じた金額が住民税として特別徴収されます(ただし、国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税は特別徴収されません。)。一方で、個人株主が大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に 20% を乗じた金額の所得税が源泉徴収されます(住民税は特別徴収されません。)

国内に恒久的施設を有しない非居住者が大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に 7% を乗じた金額が所得税として、大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に 20% を乗じた金額が所得税として源泉徴収されます。

(ロ) 法人株主の場合

法人株主の場合は、みなし配当の額に7%を乗じた金額の所得税が源泉徴収されます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

2. 公開買付けの結果

(1) 応募の状況

応募株券等の数の合計が買付予定数(3,000,000株)を超えなかったため、応募株券等の全部の買付けを行います。

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	3,000,000株	一株	3,000,000株	3,000,000株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社オリエンタルランド 千葉県浦安市舞浜1番地1

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

II. 自己株式の取得の終了について

1. 取得の内容

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 3,000,000株 |
| (3) 取得価額の総額 | 21,120,000,000円 |

(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。

- | | |
|----------|-------------------------|
| (4) 取得期間 | 平成23年2月4日から平成23年3月31日まで |
| (5) 取得方法 | 公開買付けの方法による |

なお、本公開買付けをもって、平成23年2月3日開催の取締役会において決議いたしました会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考)

平成23年2月3日開催の取締役会における決議内容

- (1) 取得する株式の種類 普通株式
- (2) 取得した株式の総数 3,000,100株(上限)
(発行済株式総数に対する割合3.30%、小数点以下第三位を四捨五入)
- (3) 株式の取得価額の総額 21,120,704,000円(上限)
- (4) 取得期間 平成23年2月4日から平成23年3月31日まで

Ⅲ. 主要株主の異動について

1. 異動が生じる経緯

当社は、当社の主要株主である三井不動産株式会社が保有していた当社株式の一部を本公開買付けに応募した旨の報告を受けました。そのため、三井不動産株式会社は当社の主要株主に該当しないこととなるものであります。

2. 異動する株主の概要(主要株主に該当しなくなる株主の概要)

(1) 名 称	三井不動産株式会社
(2) 所在地	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岩沙 弘道
(4) 事業内容	不動産業
(5) 資本金	174,296百万円

3. 異動前後における当該株主の所有株式数(議決権の数)及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異 動 前 (平成22年9月30日現在)	111,234個 (11,123,400株)	12.88%	第2位
異 動 後	81,234個 (8,123,400株)	9.74%	第2位

(注1) 異動前の議決権の数は、三井不動産株式会社が直接保有する106,893個、及び三井不動産株式会社が中央三井アセット信託銀行株式会社に退職給付信託している4,341個を合計した数に基づいて算出しております。

(注2) 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、当社が平成23年2月14日に提出した第51期第3四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の総株主の議決権の数である863,845個を基準として算出しております。

(注3) 異動後の議決権の数は、三井不動産株式会社が直接保有する76,893個、及び三井不動産株式会社が中央三井アセット信託銀行株式会社に退職給付信託している4,341個を合計した数に基づいて算出しております。

(注4) 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、上記の総株主の議決権の数(863,845個)から、本公開買付けにより当社が取得した当社普通株式(3,000,000株)に係る議決権の数30,000個を控除した833,845個を基準として算出しております。

(注5) 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成23年3月28日(本公開買付けの決済開始日)

5. 今後の見通し

今回の異動による当社業績に与える影響はありません。

以 上